

令和8年3月1日から運用開始！

林野火災注意報・林野火災警報

注意報・警報発令時には、

火の使用 が制限 されます

※また、林野火災警報発令中に、火の使用の制限に従わない場合は
罰則が適用されることがあります



たき火



花火



燃えやすい物の
近くで喫煙

※上記は、火の粉が飛散する行為の一例です

十日町地域消防本部

〒948-0007 新潟県十日町市四日町新田 1041 番地
担当 警防課 025-757-1558

代 表 025-757-0119
南 分 署 025-765-2480
しづみ分署 025-597-2310

林野火災注意報・警報について

令和7年2月に岩手県で発生した大規模な林野火災を受け、林野火災の未然防止と被害拡大防止を図るため、十日町地域広域事務組合火災予防条例に林野火災予防に関する規定が設けられました。

	林野火災注意報	林野火災警報
内容	気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認められる場合に発令され、火の使用制限に従う 努力義務 が課せられます。	気象状況が林野火災の予防上危険と認める場合に発令され、火の使用制限に従う 義務 が課せられます。
発令基準	以下の①又は②のいずれかの条件に該当する場合に林野火災注意報が発令されます。 ①：前3日間の合計降水量が1mm以下かつ前30日間の合計降水量が30mm以下の場合 ②：前3日間の合計降水量が1mm以下かつ乾燥注意報が発表される場合 ※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令されません。	林野火災注意報発令基準の①・②のいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発表され、林野火災の予防上危険であると認められるときに発令されます。
対象区域	十日町市・津南町 全域	
対象期間	原則として、3月～5月まで。 ただし、気象の状況により期間の前倒し又は延長する場合があります。	
主な火の使用制限内容	以下の内容に、林野火災注意報発令時は従うように努め、林野火災警報発令時は従わなくてはなりません。 ●山林や原野で火入れやたき火を行わない ●煙火を消費しない ●可燃物付近で喫煙しない ●たばこの吸い殻や残り火を確実に始末する ●屋内で裸火を使用する際は窓や出入口を閉める	
罰則	なし	30万以下の罰金 または 拘留の罰則
周知方法	防災行政無線のほか、消防本部の広報などによりお知らせします。	

消防署への届出について

火災とまぎらわしい煙や炎が上がる行為を行う場合は、事前に消防署への届出が必要です。また、「たき火」に該当する場合も届出が必要です。詳しくは、最寄りの消防署へお問い合わせください。

※届出をすることで、すべての焼却行為が許可されるわけではありません。

消防法令上、たき火は「火の持つ本来の効用を利用するが、火を使用する設備器具を用いなくて、又はこれらの設備器具による場合でもその本来の使用方法によらないで、火をたく形態一般」のことをいうとされており、火災予防上の危険性に鑑みて、各種規制の対象となっています。

○たき火に該当すると考えられる行為（イメージ）



○たき火に該当しないと考えられる行為（イメージ）

